

第3章 環境保全計画

- 1 環境保全の現状と課題
- 2 環境保全の基本方針
- 3 区域の区分と保全方針
- 4 環境整備計画
- 5 建造物の区分と保護の方針
- 6 防災上の課題と対策

第5図 土地の保全管理区域の設定

第6図 区域の区分 保全方針図

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題 (図5参照)

(1) 現状

重要文化財(建造物)伊藤家住宅は、花巻市の東南部、田瀬湖南方の東和町田瀬覚間沢地区に位置する。覚間沢は、奥州市との市境に位置する笠根山北東の沢の一つで、南下がり斜面を造成して田畑が生まれ、伊藤家住宅を中心に農家が散在して集落をなしている。近代的な開発は及んでおらず、山林に囲まれた山村の佇まいを良く遺している。伊藤家住宅は、原位置で保存されている近世民家であり、周辺環境と一体的な保護を図る必要がある。

伊藤家住宅は、平成16年12月に公有化され、併せて同住宅敷地(551.8 m²)、東下方の旧水田(698 m²)、北西の水田の一部も花巻市の所有となっている。

また、同住宅敷地南方には昭和53年修理工事の際に主屋から切り離され、納屋として整備された旧馬屋が建っており、住宅主屋とともに保存していく必要がある。

(2) 課題

伊藤家住宅は、段々に造成された敷地に建ち、敷地の西辺から北辺に斜面を背負っている。敷地の南辺から東辺は石積擁壁をもっている。これらの敷地形状を良好に維持することは、同住宅の保存に欠かせない。生活用水として敷地北西に引き込んだ湧水を適切に処理することも必要である。

また、同地区は冬季間に山越えの季節風の影響を強く受ける地形的特性を持っている。住宅主屋の北背面には防風林があるが、樹種がヒバ種であることから、防風林には必ずしも適しておらず、地域の自然な植生とも適合していない。

同地区は、花巻市においても降雪量の多い地域である。積雪に対する備えについても検討する必要がある。

納屋(旧馬屋)については、主屋と同様に茅葺屋根をもっており、良好に維持していく必要がある。また現在は物置として利用されており、その使用方法についても検討を要する。

伊藤家住宅の保存環境を良好に維持していくためには、山林を含めた地域の景観を保全していく必要がある。将来的には地域景観の誘導目標を定めることも視野に入れるべきであろう。

2 環境保全の基本方針

伊藤家住宅は、公有化された文化財建造物であり、原位置で保存・公開されている近世民家としての価値を維持することが、環境保全上の主題である。かつ、同住宅が立地する周辺の景観も、文化財を構成する重要な要素と考え、環境の保全については、現在公有化された範囲だけでなく周辺地域も含めたものを設定し、重要文化財としての周辺景観の維持に必要な部分の公有化を進めるよう努力する。

また、納屋(旧馬屋)は、主屋と一体的に保存する。

そのため、計画区域内を文化財の保存、景観、防災等の観点から範囲の区分を設定し、環境保全の方針を定める。

あわせて周辺地域を含めて、景観整備と環境整備を実現できるよう努力する。

3 区域の区分と保全方針 (図6参照)

現在、公有化されている伊藤家住宅と隣接敷地について、区分と保全方針を定める。あわせて周辺の山林及び田畑についても、公有化を視野に入れつつ、保全を図る。

(1) 保存区域

重要文化財(建造物)が立地している区域で、主屋と馬屋のある範囲とし、原則として新たな建造物等を設けない。ただし、当該指定建造物(敷地を含む)の管理・防災上、所有者が必要と判断した場合のみ、建造物等の新築・増改築を実施できるものとする。

(2) 整備区域

伊藤家住宅の防災及び活用のために必要な区域で、保存区域東側の旧水田と主屋北西の水田の一部からなる。花巻市により公有化されており、防災設備や駐車場及び案内板等の便益設備を設置できる範囲とする。

整備区域は、現在公有化されておらず公有化が必要な範囲である。また既存建造物(ガードレール等)の色彩等、建造物との調和に配慮する努力が必要である。

(3) 景観保全区域

伊藤家住宅の周辺景観の保全のために必要な区域で、民有地が主体となっている。保存区域西側の休耕田は景観及び防災の観点から、保全の対象とする必要がある。また、敷地の北から西を巡る笠根山山頂へ向かう道路はガードレールの色彩調整等、景観上の配慮を要する。

文化財建造物の保存環境にふさわしい姿への誘導が必要な区域であり、今後、必要に応じて公有化も検討する。

4 環境整備計画

現在の山村景観を維持しつつ、より良い保存環境の維持を目指して、平成19年度に長期計画を策定する。主として以下の項目を検討する。

(1) 活用に向けた環境整備が必要な事項

ア 衛生設備の設置

現状では来訪者が利用できるトイレの設備はない。景観に最大限考慮した形での設置が必要である。一案として、納屋(旧馬屋)内部の改装を検討する。

イ 駐車スペースの確保

現状では来訪者の駐車スペースがなく、路上駐車している。地域のサロンとしての活用を進める上でも、一定の駐車スペースが必要である。景観への配慮が必要である。一案として主屋東側公有地の整備を検討する。

ウ 案内板の設置

現状では県道江刺田瀬線から住宅への入り口に、案内板1基が設置されている。国道等の主要経路からの誘導標識等は未設置である。ただし、景観への影響から、敷地周辺での案内板・解説板の設置方法やデザインには十分な配慮を要する。

(2) 維持の上で必要な事項

ア 防風林等の整備

伊藤家住宅主屋の北側には、旧所有者によってヒバ種が植えられている。同地区は冬季間の季節風の影響が大きく、防風林の整備が必要であるが、現在のヒバ種は、防風林として適しておらず、地域の自然な植生(伝統的な防風林?)と適合していない。今後は、建造物の保護及び景観を考慮した樹種への変更を検討する。

イ 斜面の保全

伊藤家住宅の敷地とその周辺は、段々に造成されている。特に主屋の北面及び西面には斜面が迫っており、これを良好に維持することが建造物の保存上の要件となる。

ウ 排水溝の管理

伊藤家住宅の主屋北西には、生活用水として沢水が導入されており、余剰水は常時、主屋北側のU字溝から北側道路側溝へ排水されている。この沢水は消火設備用貯水槽の水源にも利用されており、適切に管理していく必要がある。またこの排水溝は西側斜面の裾部を納屋(旧馬)屋西側まで廻っており、斜面保全の観点からも併せて良好に管理していく必要がある。

年度別計画

年度	19	20	21	22	23	24
整備項目						
長期修復管理計画の策定						
耐震診断			耐震補強等が必要な場合は適宜予算化して実施			
必要な用地の買い上げ・借用				適宜予算化して実施		
衛生設備・駐車場設備						
案内板等の設置						
茅葺葺替						

5 建造物の区分と保護の方針(図6参照)

伊藤家住宅敷地内の各建造物について、以下のように区分し、保護の方針を定める。

(1) 保存建造物

文化財としての価値を有し、保存が必要な建物である。伊藤家住宅主屋を対象とする。

保護の方針は、本計画第2章に詳述する。

(2) 保全建造物

文化財である主屋と一体として保全を図る必要がある建造物である。昭和53年修理工事で主屋から分離・移築整備移築された納屋(旧馬屋)を対象とする。柱・梁・小屋組等の構造材、外壁屋根葺材等は、文化財である主屋に準じて維持・管理の措置し、特に外観の維持に努める。

ただし、内部については、今後の活用方針に従って使用方法を検討し、必要な改修を施すことも想定される。

(3) その他建造物

主屋東方の旧水田には、平成18年度に防災設備として地下式貯水槽及びポンプ室が設置されている。特にポンプ室の外観については、文化財建造物に近接する建造物として、健全に維持する。防災設備としての機能維持については、第4章防災計画に定める。

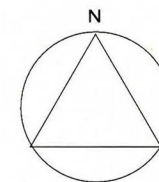
6 防災上の課題と対策


ア 周辺樹木の管理

伊藤家住宅主屋の北側には防風林、東側には単独の高木がある。文化財建造物の保存に影響が及ばないよう、必要に応じて間伐、枝打ち、整枝を行う。なお、剪定等の小規模な手入れは管理人が実施し、間伐等については所有者が実施する。

イ 斜面の管理

伊藤家住宅の敷地周辺には石積または盛土による傾斜面がある。石積については緩み等の変位に注意し、崩落の兆候を察知するよう努める。また盛土面の植生については根張りに注意しながら草刈り等を実施し、良好な景観の維持に努める。



- 凡例
- 計画区域
 -  保存建築物 (指定文化財)
 -  基準 1
 -  基準 2
 - 指定された以外の区域
基準 3

岩手県花巻市		重要文化財（建造物）伊藤家住宅	
図版番号	図版名称	縮尺	
図 5	土地の保存管理区域の設定	1/200	

